

写

長野労発基0703第1号

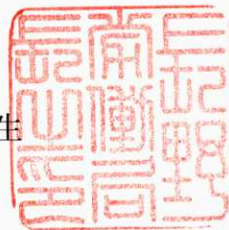
令和5年7月3日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野労働局長

久富 康生



長野県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第5号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。